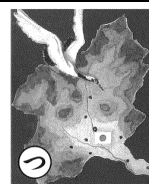




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年2月14日（金） 第10273号

目 次

ページ

告 示

- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示の一部改正（国保医療課） 2
- 建築基準法第6条第1項第3号に規定する区域の指定（建築課） 2

公 告

- 土地改良区役員の住所変更の届出（農村整備課） 3
- 都市計画区域区分変更の県原案（都市計画課） 3
- 公聴会の開催（同） 3
- 都市計画区域区分変更の県原案（同） 4
- 公聴会の開催（同） 5
- 都市計画区域区分変更の県原案（同） 5
- 公聴会の開催（同） 6
- 都市計画道路変更の県原案（同） 7
- 公聴会の開催（同） 7
- 都市計画区域区分変更の県原案（同） 8
- 公聴会の開催（同） 9
- 都市計画区域区分変更の県原案（同） 10
- 公聴会の開催（同） 10
- 都市計画区域区分変更の県原案（同） 11
- 公聴会の開催（同） 11
- 開発工事の完了（建築課） 12

教育委員会告示

- 指定技能教育施設の廃止（高校教育課） 13

落 札

- 落札者等の決定（総務課） 13

■ 告 示

◎群馬県告示第37号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示（平成30年群馬県告示第97号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山 本 一 太

表第9条第5項の項中「0.967450703244」を「0.9647576156342」に改め、表第9条第8項の項中「0.9999999995246」を「0.999999999437」に改め、表第10条第3項の項中「0.9601055543733」を「0.9572473590688」に改め、表第10条第6項の項中「0.9999999984901」を「0.9999999987609」に改め、表第11条第3項の項中「0.9917069837666」を「0.9878492782933」に改め、表第11条第6項の項中「0.9999999955353」を「0.9999999959282」に改める。

◎群馬県告示第38号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第3号の規定による区域を次のように指定し、令和7年4月1日から施行する。

なお、建築基準法第6条第1項第4号の規定による区域の指定の告示（平成5年群馬県告示第534号）は、令和7年3月31日限りをもって廃止する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山 本 一 太

吾妻郡嬭恋村のうち次の各号に掲げる区域

- (1) 大字田代字滝ノ山、字森影、字入ノ久保、字水落、字田代原、字鳥ス木、字森沼、字夕日当、字治郎兵衛、字鹿沢及び字吾妻山の医域
- (2) 大字千俣字熊四郎山の区域
- (3) 大字大笹字三本松及び字南木尻の区域
- (4) 大字大前字細原の区域
- (5) 大字門貝字万座の区域
- (6) 大字鎌原字向原、字当籠、字向林、字板橋原、字笹塚、字中後原、字柏木原、字中原、字四良戸沢、字上ノ原、字大畑、字城山、字立野、字横築地、字鬼ノ泉水、字大カイシコ、字柏木塚、字群馬坂、字三尾山、字水ノ登、字藤原、字湯本、字広川原、字横笹、字笹ノ登、字姥ケ原、字棧敷山、字地藏反、字湯ノ丸山、字角間山、字小在池、字モロシコ及び字論ノトヤの区域
- (7) 大字芦生田字奥間の区域
- (8) 大字袋倉字平沢、字刈敷山、字柴峯、字柏木柴、字下原、字十二山、字上村原、字中原、字大原及び字大柴の区域
- (9) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第2条に規定する国有林野の区域

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の住所変更の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監 の 別	役員氏名	変更後住所	変更前住所
群馬用水	理 事	富岡賢治	高崎市栄町17番地26ファインレジデンス高崎ステーションサイド1303	高崎市田町75番地1グリーンミユキ高崎1103

前橋都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一 太

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。

亀里北地区 面積約6.2ha 前橋市横手町、亀里町及び鶴光路町の各一部

力丸工業団地西地区 面積約7.8ha 前橋市力丸町の一部

三俣駅東地区 面積約1.5ha 前橋市三俣町一丁目、西片貝町一丁目及び西片貝町二丁目の各一部

- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分 \ 年 次		令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		838.3千人	おおむね804.2千人
	市街化区域内人口	585.0千人	※ おおむね562.6千人
	配分する人口	—	おおむね548.9千人

※ 令和12年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、前橋都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 開催期日及び場所 令和7年3月17日（月）午後2時から 前橋市役所3階33会議室

- 2 作成しようとする都市計画の案 前橋都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課において、令和7年2月14日

（金）から同月28日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）

- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和7年2月28日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。

- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所、前橋市都市計画部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

前橋都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）に関する公述申出書				年	月	日
群馬県知事 山本 一太 あて						
令和7年2月14日付け群馬県報に登載された前橋都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。						
1	公述申出人	住所		電話番号		
		氏名	年齢	職業		
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）					
3	意見の要旨（別紙のとおり）					

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

高崎都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一太

高崎都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		838.3千人	おおむね804.2千人
市街化区域内人口		585.0千人	※ おおむね562.6千人
配分する人口		－	おおむね548.9千人

※ 令和12年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、高崎都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一太

- 1 開催期日及び場所 令和7年3月13日（木）午前10時から 高崎合同庁舎4階402会議室
 - 2 作成しようとする都市計画の案 高崎都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課において、令和7年2月14日（金）から同月28日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
 - 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和7年2月28日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
 - 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
 - 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
 - 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
- 別記様式

高崎都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）に関する公述申出書

年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

令和7年2月14日付け群馬県報に登載された高崎都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- | | | |
|---------------------------------|----|------|
| 1 公述申出人 | 住所 | 電話番号 |
| | 氏名 | 職業 |
| 2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要） | 年齢 | |
| 3 意見の要旨（別紙のとおり） | | |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

桐生都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一太

桐生都市計画区域区分を次のように変更する。

1 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		468.6千人	おおむね435.1千人
市街化区域内人口		330.1千人	※ おおむね304.6千人
配分する人口		—	おおむね308.1千人

※ 令和12年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、桐生都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山 本 一 太

- 開催期日及び場所 令和7年3月17日（月）午前10時から 桐生土木事務所2階大会議室
- 作成しようとする都市計画の案 桐生都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及び桐生市都市整備部都市計画課において、令和7年2月14日（金）から同月28日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和7年2月28日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

桐生都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）に関する公述申出書			
			年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて			
令和7年2月14日付け群馬県報に登載された桐生都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。			
1	公述申出人	住所	電話番号
		氏名	職業
		年齢	
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3	意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

太田都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画道路中3・5・24号大泉尾島線ほか4路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・24	大泉尾島線	大泉町朝日2丁目	太田市世良田町	太田市高林東町	約14,630m	地表式	2車線	15m	幹線街路3・2・1上武国道と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差16箇所	
	3・4・32	木崎尾島線	太田市泉町	太田市亀岡町	太田市尾島町	約2,860m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・4・47	大間々尾島線	太田市小角田町	太田市世良田町	太田市世良田町	約2,850m	地表式	2車線	16m	幹線街路3・2・1上武国道と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差1箇所東武鉄道と立体交差1箇所	
	3・4・62	下田島尾島線	太田市下田島町	太田市堀口町	太田市尾島町	約1,880m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・3・19	内ヶ島上小泉線	太田市内ヶ島町	大泉町北小泉	太田市龍舞町	約2,630m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差7箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、太田都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 開催期日及び場所 令和7年3月19日（水）午後2時から 太田市役所3階大会議室

- 2 作成しようとする都市計画の案 太田都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、太田市都市政策部都市計画課及び大泉町都市建設部都市整備課において、令和7年2月14日（金）から同月28日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和7年2月28日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、太田市都市政策部都市計画課、大泉町都市建設部都市整備課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656

別記様式

太田都市計画道路の変更（3・5・24号大泉尾島線ほか4路線の変更）に関する公述申出書
年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

令和7年2月14日付け群馬県報に登載された太田都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- | | | |
|---------------------------------|----|------|
| 1 公述申出人 | 住所 | 電話番号 |
| | 氏名 | 職業 |
| 2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要） | 年齢 | |
| 3 意見の要旨（別紙のとおり） | | |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

館林都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一太

館林都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
館林渡瀬南部第二産業団地地区 面積約9.8ha 館林市下早川田町の一部
明和町役場庁舎西地区 面積約10.4ha 邑楽郡明和町南大島、新里の各一部
千代田下中森地区 面積約17.3ha 邑楽郡千代田町下中森の一部
- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分 \ 年 次	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	468.6千人	おおむね435.1千人
市街化区域内人口	330.1千人	※ おおむね304.6千人
配分する人口	—	おおむね308.1千人

※ 令和12年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、館林都市計画区域区分の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山 本 一 太

- 開催期日及び場所 令和7年3月19日（水）午前10時から 館林土木事務所大会議室
- 作成しようとする都市計画の案 館林都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課及び邑楽町都市計画課において、令和7年2月14日（金）から同月28日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和7年2月28日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課、邑楽町都市計画課及び公聴会の開催予定場所に掲示する。
- 公聴会の問い合わせ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656
別記様式

館林都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）に関する公述申出書

年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

令和7年2月14日付け群馬県報に登載された館林都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- 公述申出人 住所 電話番号
氏名 年齢 職業
- 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）
- 意見の要旨（別紙のとおり）

「意見の要旨」作成上の注意

A4版400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

藤岡都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和7年2月14日

群馬県知事 山 本 一 太

藤岡都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。

西部工業団地（第3期）地区 面積約16.2ha 藤岡市中大塚、下大塚及び本動堂の各一部

藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）北地区 面積約5.8ha 藤岡市森新田、中及び篠塚の各一部

藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）南地区 面積約5.2ha 藤岡市本動堂及び篠塚の各一部

- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分 \ 年 次		令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		838.3千人	おおむね804.2千人
市街化区域内人口		585.0千人	※ おおむね562.6千人
配分する人口		—	おおむね548.9千人

※ 令和12年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、藤岡都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山 本 一 太

- 開催期日及び場所 令和7年3月13日（木）午後2時から 藤岡市役所中庁舎3階大会議室
- 作成しようとする都市計画の案 藤岡都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県藤岡土木事務所及び藤岡市都市建設部都市計画課において、令和7年2月14日（金）から同月28日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和7年2月28日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。

- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県藤岡土木事務所、藤岡市都市建設部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
別記様式

藤岡都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）に関する公述申出書				年	月	日
群馬県知事 山本 一太 あて						
令和7年2月14日付け群馬県報に登載された藤岡都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。						
1	公述申出人	住所		電話番号		
		氏名	年齢	職業		
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）					
3	意見の要旨（別紙のとおり）					

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

玉村都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一太

玉村都市計画区域区分を次のように変更する。

- 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
文化センター東地区 面積約3.2ha 玉村町大字福島の一部
- 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		838.3千人	おおむね804.2千人
市街化区域内人口		585.0千人	※ おおむね562.6千人
配分する人口		－	おおむね548.9千人

※ 令和12年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、玉村都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一太

- 開催期日及び場所 令和7年3月18日（火）午後2時から 玉村町役場4階会議室
- 作成しようとする都市計画の案 玉村都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課において、令和7年2月14日（金）から同月28日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和7年2月28日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所、玉村町都市建設課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

玉村都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）に関する公述申出書				年	月	日
群馬県知事 山本 一太 あて						
令和7年2月14日付け群馬県報に登載された玉村都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。						
1	公述申出人	住所		電話番号		
		氏名	年齢	職業		
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）					
3	意見の要旨（別紙のとおり）					

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年2月14日

群馬県知事 山本 一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字狸塚字高原305-1	太田市龍舞町5217番地 グリーンビューハイ ツII-301号 佐久間良
2	佐波郡玉村町大字上之手1811-10、18 11-11	佐波郡玉村町大字板井905番地1 スプリーム ユ-201 田口繁行

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第1号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、次のとおり指定技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月14日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

名称	所在地	廃止の時期
富岡准看護学校	群馬県富岡市七日市553-1	令和7年3月31日

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和7年2月14日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 群馬県前橋合同庁舎ほか23施設で使用する電気 年間予定使用電力量 4,905,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部総務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年1月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社U-POWER 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 5 落札金額 110,261,297円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和6年12月13日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111